

都内区市町村の高齢者に対する補聴器等の支給について

区市町村	区分	事業名	対象者年齢 (歳以上)	対象者 (その他の要件)	本人負担	平成	平成	平成	平成	平成	平成
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 中央	単	高齢者医療補助用具購入費用の助成	65	東京都老人医療費助成制度の所得制限以下医師により必要と認められた者	区助成額 (35,000円) を超えた額	○	○	○	○	○	○
2 新宿	包高	補聴器の支給	70	医師により必要と認められた者	2,000円 生活保護受給者：免除	○	○	○	○	○	○
3 墨田	単	墨田区高齢者補聴器購入費助成事業	65	住民税非課税で、 医師により必要と認められた者	区助成額 (20,000円) を超えた額	-	○	○	○	○	○
4 江東	包高	補聴器の支給	65	本人所得が区の基準所得以下 医師により必要と認められた者	なし	○	○	○	○	○	○
5 大田	単	補聴器購入費用の助成	70	住民税非課税世帯で、 医師により必要と認められた者	区助成額 (20,000円) を超えた額	○	○	○	○	○	○
6 豊島	包高	高齢者補聴器購入費助成事業	65	介護保険料の所得段階が1～5で、 医師により必要と認められた者	区助成額 (20,000円) を超えた額	-	-	-	-	-	○
7 葛飾	単	補聴器購入費用の助成	65	住民税非課税世帯で、 医師により必要と認められた者	区助成額 (35,000円) を超えた額	○	○	○	○	○	○
8 江戸川	単	補聴器購入費用の助成	65	住民税非課税で、 医師により必要と認められた者	区助成額 (20,000円) を超えた額	○	○	○	○	○	○
実施区市町村 (合計)						6	7	7	7	7	8

※「区分」の説明

「単」…国・都の補助金なしで、区市町村が独自（単独）で実施する事業

「包高」…「福祉保健区市町村包括補助事業」対象事業のうち高齢社会対策包括補助事業（平成19年度開始）